会員各位

企業年金連合会 理事長 徳永 哲男 (公印略)

企業年金連合会規約等の一部を変更する規約の認可について

当連合会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、連合会の実施する事業等の見直しに伴う企業年金連合会規約等の一部変更については、平成20年2月21日に開催された評議員会において議決され、このほど、平成20年3月21日付で厚生労働大臣から認可されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、この度の規約の変更内容は下記のとおりですので、お知らせいたします。

記

1.離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月1日 施行分)への連合会の対応

離婚時の厚生年金の分割(第3号被保険者期間に係る分割)により年金額が減額される者(特定被保険者)に連合会が支給する基本年金及び代行年金における代行部分については、標準報酬改定(減額)後の年金額とします。

## 2. その他

平成19年4月より通算企業年金の事務費の水準を見直し、平成17年10月1日に遡って適用しておりますが、この事務費の水準の見直しに伴う年金及び一時金の額の差額調整を行う際、現行の規定では、差額調整の対象となる遺族の定義が明確でないため、これを明確にすることとし、また、字句の整理も併せて行うこととしました。

# 企業年金連合会規約等の一部を変更する規約

第1条 企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第46条の2第1項中「法第78条の6第1項及び第2項」の次に「又は第78条の14第2項及び第3項」を加え、「第一号改定者(法第78条の2第1項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)」の次に「又は特定被保険者(法第78条の14第1項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。)」を加える。

第46条の2第3項を次のように改める。

- 3 前項の減額相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号に定める額とする。
- (1)法第78条の6第1項及び第2項の規定により第一号改定者の標準報酬の改定が行われた場合 対象期間(法第78条の2第1項に規定する対象期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる基金の加入員であった期間(以下「離婚分割対象期間」という。)の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額(法第78条の20第1項及び第2項の規定が適用される場合にあっては、法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞与額)に改定割合(法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。)を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481(別表第15の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。次号において同じ。)を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額
- (2)法第78条の14第2項及び第3項の規定により特定被保険者の標準報酬の 改定が行われた場合(前号の場合を除く) 特定期間(法第78条の14第 1項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間のうち同時 に当該基本年金額の算定の基礎となる基金の加入員であった期間(以下「3 号分割対象期間」という。)の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与 額に2分の1を乗じた額の総額を、当該3号分割対象期間の月数で除して得 た額に1,000分の5.481を乗じた額に当該3号分割対象期間の月数 を乗じて得た額

第46条の2第5項中「法第78条の6第1項及び第2項」の次に「又は第78条の14第2項及び第3項」を加え、「当該標準報酬改定請求」の次に「(法第78条の2第2項又は法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定請求をいう。以下

同じ。)」を加える。同条第6項中「第一号改定者」の次に「又は特定被保険者」を加え、「老齢年金給付の支給」の次に「に関する義務」を加え、「当該第一号改定者」の次に「又は特定被保険者」を加える。

第47条の2第1項中「法第78条の6第1項及び第2項」の次に「又は第78条の14第2項及び第3項」を加え、「当該改定に係る第一号改定者」の次に、「又は特定被保険者」を加える。同条第2項中「法第78条の6第1項及び第2項」の次に「又は第78条の14第2項及び第3項」を加える。

第102条の見出しを「(第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う徴収金)」に改める。

第2条 企業年金連合会規約の一部を変更する規約(改定第4次 平成19年 3月30日認可)の一部を次のように変更する。

附則第2条第1項を次のように改める。

- 第2条 連合会規約第46条の2第3項第1号の規定を適用する場合において、同号に規定する離婚分割対象期間(以下単に「離婚分割対象期間」という。)の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。
- (1)離婚分割対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の7.125(附則別表第1の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額
- (2)離婚分割対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額及び改定前の標準賞与額(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。)第78条の20第1項及び第2項の規定が適用される場合にあっては、法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞与額)に改定割合を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481(附則別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額

第3条 企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第54条第1項中「死亡した中途脱退者等であった者」を「死亡した中途脱退者等」 に改める。

第4条 企業年金連合会規約の一部を変更する規約(改定4次 平成19年3 月30日認可)の一部を次のように変更する。

附則第5条第1項中「旧規約第47条の2」を「旧規約(企業年金連合会規約附則第4条に規定する旧規約をいう。以下同じ。)第47条の2第1項」に改め、「この条において」を削り、「旧規約第47条の5」を「旧規約第47条の5第1項」に改め、「施行後の規約」を「この規約による変更後の規定」に改め、「又はその遺族」を「又は死亡した中途脱退者等(連合会規約第48条第1項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。) みなし中途脱退者(旧規約第47条の2第1項に規定する「みなし中途脱退者」をいう。)若しくはみなし解散基金加入員(旧規約第47条の5第1項に規定する「みなし解散基金加入員」をいう。)の遺族(以下「差額調整対象遺族」という。)」に改め、「当該支給を受けた者の遺族」を「差額調整対象遺族」に改め、「当該遺族」を「当該差額調整対象遺族」に改める。

附則第5条第2項中「施行後の規約」を「この規約による変更後の規定」に改め、「選択一時金の支給を受けた者」を「選択一時金の支給を受けた者又は差額調整対象遺族(以下「選択一時金の差額調整対象遺族」という。)」に改め、「当該支給を受けた者の請求に基づくものとする。」を「当該支給を受けた者の請求に基づくものとし、選択一時金の差額調整対象遺族に当該下回る額を支給する場合は、当該選択一時金の差額調整対象遺族の請求に基づくものとする。」に改める。

附則第6条中「確定給付企業年金の資産管理運用機関等、」を「確定給付企業年金の 資産管理運用機関、企業年金基金、」に改め、「施行後の規約」を「この規約による変更 後の規定」に改め、「(連合会規約第48条に規定する中途脱退者等をいう。以下こ の条において同じ。)」を削る。

# 附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。また、第4条の規定は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

### 企業年金連合会規約等変更理由書

#### 1.変更理由

(1)国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)については、平成 16年6月11日に公布され、その一部が施行されているところであるが、今般、平成 20年4月1日施行分の改正内容(第3号被保険者期間についての厚生年金の分割)に ついて、企業年金連合会規約の一部に所要の変更を行うものである。

(第1条、第2条関係)

- (2)企業年金連合会規約第52条の規定に基づく死亡一時金は、中途脱退者等が死亡した ときに当該中途脱退者等の遺族に支給することとされ、同規約第54条で、当該遺族の 範囲を規定しているが、その趣旨を明確にするため、企業年金連合会規約の一部に所要 の変更を行うものである。(第3条関係)
- (3)企業年金連合会規約の一部を変更する規約(平成19年3月30日認可)については、 通算企業年金の事務費の水準を見直し、平成17年10月1日に遡って適用することと したが、事務費の水準の見直しに伴う年金及び一時金の額の差額調整を行う際、現行の 規定では、差額調整の対象となる遺族の定義が明確でないため、今般、これを明確にす ることとし、また、字句の整理も併せて行うものである。(第4条関係)

以上のことから、企業年金連合会規約等の一部に所要の変更を行うものである。

#### 2. 变更内容

#### (1)第1条、第2条関係

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割により年金額が減額される者(特定被保険者)に連合会が支給する基本年金及び代行年金における代行部分については、標準報酬改定(減額)後の年金額とする。(企業年金連合会規約第46条の2、第47条の2、企業年金連合会規約の一部を変更する規約(改定4次 平成19年3月30日認可)附則第2条関係)また、年金額の減額に伴う徴収金を政府に納付する。(企業年金連合会規約第102条関係)。

#### (2)第3条関係

企業年金連合会規約第54条中の「死亡した中途脱退者等であった者の配偶者(以下略)」を「死亡した中途脱退者等の配偶者(以下略)」に改めることにより、死亡一時金を受けることができる遺族の定義を明確にする。(企業年金連合会規約第54条関係)。

# (3)第4条関係

企業年金連合会規約の一部を変更する規約(改定 4次 平成 19年3月30日認可) 附則第5条第1項中「通算企業年金、死亡一時金、経過的基本加算年金及び経過的代行 加算年金の支給を受けた者又はその遺族」の「又はその遺族」を「又は死亡した中途脱 退者等、みなし中途脱退者若しくはみなし解散基金加入員の遺族」と見直すことにより、 通算企業年金等の受給権を有していた者の遺族に対して差額調整を行うことを明確にす ることとする。また、同規約附則第5条第2項中「選択一時金の支給を受けた者」の次 に「又はその遺族」を加えることにより、選択一時金の支給を受けた者の遺族に対して も支給することとし、併せて字句の修正を行うこととする。(企業年金連合会規約の一部 を変更する規約(改定 4次 平成 19年3月30日認可)附則第5条及び第6条関係)

## 3. 実施時期

この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。また、第4条の規定は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

# 企業年金連合会規約(第1条関係)

3411	3対照表
新	IΒ
第6章 給 付	第6章 給 付
第2節 基本年金	第2節 基本年金
(離婚等をした場合における特例)	(離婚等をした場合における特例)
第46条の2 連合会は、法第78条の6第1項及び第2項又は第78	第46条の2 連合会は、法第78条の6第1項及び第2項の規定によ
条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬(法第28条に規定	り標準報酬(法第28条に規定する標準報酬をいう。以下同じ。)の改
する標準報酬をいう。以下同じ。)の改定が行われたときは、基金中途	定が行われたときは、基金中途脱退者であって当該改定に係る第一号
脱退者であって当該改定に係る第一号改定者(法第78条の2第11	改定者(法第78条の2第1項に規定する第一号改定者をいう。以下
に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。) 又は特定被保険者(法質	同じ。)である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(法第85
78条の14第1項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。)であ	条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金
る者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(法第85条の3の共	給付の支給に関する義務に限る。) を免れる。
定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給	
に関する義務に限る。) を免れる。	
2 前項に規定する者に支給する基本年金額は、前条の規定にかかわる	2 前項に規定する者に支給する基本年金額は、前条の規定にかかわら
ず、前条に定める額から減額相当額を控除して得た額(100円未満	ず、前条に定める額から減額相当額を控除して得た額(100円未満
の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)	の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)と
する。	する。

3 前項の減額相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ各号 に定める額とする。

新

- (1)法第78条の6第1項及び第2項の規定により第一号改定者の標準報酬の改定が行われた場合 対象期間(法第78条の2第1項に規定する対象期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる基金の加入員であった期間(以下「離婚分割対象期間」という。)の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額(法第78条の20第1項及び第2項の規定が適用される場合にあっては、法第78条の14第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞与額)に改定割合(法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。)を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の5.481(別表第15の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。次号において同じ。)を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額
- (2)法第78条の14第2項及び第3項の規定により特定被保険者の標準報酬の改定が行われた場合(前号の場合を除く) 特定期間(法第78条の14第1項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間のうち同時に当該基本年金額の算定の基礎となる基金の加入員であった期間(以下「3号分割対象期間」という。)の各月ごとに改定前の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じた

3 前項の減額相当額は、法第78条の2第1項に規定する対象期間に 係る改定前の標準報酬月額に改定割合(法第78条の6第1項に規定 する改定割合をいう。以下同じ。)を乗じた額及び改定前の標準賞与額 に改定割合を乗じた額の総額を、当該対象期間の月数で除して得た額 に1,000分の5.481(別表第15の左欄に掲げる者について は、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該対 象期間の月数を乗じて得た額とする。

IΗ

額の総額を、当該3号分割対象期間の月数で除して得た額に1,0 00分の5.481を乗じた額に当該3号分割対象期間の月数を乗 じて得た額

新

- 4 第2項に規定する減額相当額を計算する過程及び結果において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 第1項に規定する者のうち基本年金の受給権者について、法第78条の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、前条の規定にかかわらず、当該標準報酬改定請求(法第78条の2第2項又は第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定請求をいう。以下同じ。)のあった日の属する月の翌月から、前2項の規定により計算した額に基本年金額を改定する。
- 6 連合会は、第1項の規定により基金中途脱退者であって第一号改定者又は特定被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部を免れるときは、当該第一号改定者又は特定被保険者に法第163条の4第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の3第2項の規定による通知をするものとする。

4 第2項に規定する減額相当額を計算する過程及び結果において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

IΗ

- 5 第1項に規定する者のうち基本年金の受給権者について、法第78 条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたとき は、前条の規定にかかわらず、当該標準報酬改定請求のあった日の属 する月の翌月から、前2項の規定により計算した額に基本年金額を改 定する。
- 6 連合会は、第1項の規定により基金中途脱退者であって第一号改定者である者の老齢年金給付の支給の一部を免れるときは、当該第一号改定者に法第163条の4第2項の規定により読み替えて適用する法第133条の3第2項の規定による通知をするものとする。

新	IΒ
第3節 代行年金	第3節 代行年金
(離婚等をした場合における特例)	(離婚等をした場合における特例)
第47条の2 連合会は、法第78条の6第1項及び第2項又は第78	第47条の2 連合会は、法第78条の6第1項及び第2項の規定によ
条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたと	り標準報酬の改定が行われたときは、解散基金加入員であって当該改
きは、解散基金加入員であって当該改定に係る第一号改定者 <u>又は特定</u>	定に係る第一号改定者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の
被保険者である者の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(法第8	一部(法第85条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相
5条の3の規定により政府が連合会から徴収する額に相当する老齢年	当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。) を免れる。
金給付の支給に関する義務に限る。) を免れる。	
2 前項で規定する者のうち代行年金の受給権者について、法第78条	2 前項で規定する者のうち代行年金の受給権者について、法第78条
の6第1項及び第2項又は第78条の14第2項及び第3項の規定に	の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたとき
より標準報酬の改定が行われたときは、当該標準報酬改定請求のあっ	は、当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から代行年金
た日の属する月の翌月から代行年金の額を改定する。	の額を改定する。
3 (略)	3 (略)
第17章 雑 則	第17章 雑 則
(第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う徴収金)	(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う徴収金)
第102条 連合会は、法第85条の3の規定による徴収金を政府に納	第102条 連合会は、法第85条の3の規定による徴収金を政府に納

付するものとする。

付するものとする。

## 企業年金連合会規約の一部を変更する規約(改定4次 平成19年3月30日認可)(第2条関係)

#### 新旧対照表

新 田

附 則

(離婚等をした場合における年金額の変更に関する経過措置)

- 第2条 連合会規約第46条の2第3項第1号の規定を適用する場合に おいて、同号に規定する離婚分割対象期間(以下単に「離婚分割対象 期間」という。)の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である 場合の減額相当額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額 を合算した額とする。
- (1)離婚分割対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、 改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じた額の総額を、当該離婚分 割対象期間の月数で除して得た額に1,000分の7.125(附 則別表第1の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み 替えるものとする。)を乗じた額に当該離婚分割対象期間の月数を乗 じて得た額
- (2)離婚分割対象期間のうち平成15年4月1日以後の期間について、 改定前の標準報酬月額及び改定前の標準賞与額(厚生年金保険法(昭 和29年法律第115号。以下「法」という。)第78条の20第1 項及び第2項の規定が適用される場合にあっては、法第78条の1 4第2項及び第3項の規定による改定後の標準報酬月額及び標準賞

附則

(離婚等をした場合における年金額の変更に関する経過措置)

- 第2条 <u>この規約による変更後の連合会規約第46条の2の規定を適用</u> する場合において、同条第3号に規定する対象期間の全部又は一部が 平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、同号の規定 にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。
- (1)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「法」という。) 第78条の2第1項の規定する対象期間のうち平成15年4月1日 前の期間について、改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じた額の 総額を、当該対象期間の月数で除して得た額に1,000分の7. 125(附則別表第1の左欄に掲げる者については、同表の右欄の ように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該期間の月数を乗じ て得た額
- (2)法第78条の2第1項に規定する対象期間のうち平成15年4月 1日以後の期間について、改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額に改定割合を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481(附則別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み

	新	旧
与額)に改定割	合を乗じた額の総額を、当該離婚分割対象期間の月	替えるものとする。) を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額
数で除した額に	1 , 0 0 0 分の 5 . 4 8 1 (附則別表第 2 の左欄に	
掲げる者につい	ては、同表の右欄のように読み替えるものとする。)	
を乗じた額に当	<u>该離婚分割対象期間の月数を乗じて得た額</u>	
2~4 (略)		2~4 (略)

# 企業年金連合会規約(第3条関係)

# 新旧対照表

新	IΒ
第6章 給 付	第6章 給 付
第5節 死亡一時金	第 5 節 死亡一時金
第54条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した中途脱退者等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のほか、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族とする。 2・3 (略)	者等であった者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉

# 企業年金連合会規約の一部を変更する規約(改定4次 平成19年3月30日認可)(第4条関係)

#### 新旧対照表

新 H

附則

(差額調整に関する経過措置)

第5条 この規約の施行前に連合会がすでに支給を行った通算企業年 金、死亡一時金(通算企業年金、経過的基本加算年金(旧規約(企業年 金連合会規約附則第4条に規定する旧規約をいう。以下同じ。)第47 条の2第1項に規定する経過的基本加算年金をいう。以下同じ。)及び 経過的代行加算年金(旧規約第47条の5第1項に規定する経過的代 行加算年金をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下この項におい て同じ。)、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金の額が、この 規約による変更後の規定に基づいて算定される当該支給に係る額を下 回る場合は、通算企業年金、死亡一時金、経過的基本加算年金及び経 過的代行加算年金の支給を受けた者又は死亡した中途脱退者等(連合 会規約第48条第1項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。) みなし中途脱退者(旧規約第47条の2第1項に規定する「みなし中 |途脱退者 | をいう。) 若しくはみなし解散基金加入員(旧規約第47条 の5第1項に規定する「みなし解散基金加入員」をいう。)の遺族(以 下「差額調整対象遺族」という。)に当該下回る額を支給する。ただし、 差額調整対象遺族に当該下回る額を支給する場合は、当該差額調整対

附則

(差額調整に関する経過措置)

第5条 この規約の施行前に連合会がすでに支給を行った通算企業年金、死亡一時金(通算企業年金、経過的基本加算年金(旧規約第47条の2に規定する経過的基本加算年金をいう。以下この条において同じ。)及び経過的代行加算年金(旧規約第47条の5に規定する経過的代行加算年金をいう。以下この条において同じ。)に係るものに限る。以下この項において同じ。)、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金の額が、施行後の規約に基づいて算定される当該支給に係る額を下回る場合は、通算企業年金、死亡一時金、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金の支給を受けた者又はその遺族に当該下回る額を支給する。ただし、当該支給を受けた者の遺族に当該下回る額を支給する場合は、当該遺族の請求に基づくものとする。

IΗ

象遺族の請求に基づくものとする。

- 2 この規約の施行前に連合会がすでに支給を行った選択一時金(通算企業年金、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金に係るものに限る。以下この項において同じ。)の額が、この規約による変更後の規定に基づいて算定される当該支給に係る額を下回る場合は、選択一時金の支給を受けた者又は差額調整対象遺族(以下「選択一時金の差額調整対象遺族」という。)に当該下回る額を支給する。ただし、全額を選択一時金として支給を受けた者については、当該支給を受けた者の 請求に基づくものとし、選択一時金の差額調整対象遺族に当該下回る額を支給する場合は、当該選択一時金の差額調整対象遺族の請求に基づくものとする。
- 2 この規約の施行前に連合会がすでに支給を行った選択一時金(通算企業年金、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金に係るものに限る。以下この項において同じ。)の額が、施行後の規約に基づいて算定される当該支給に係る額を下回る場合は、選択一時金の支給を受けた者に当該下回る額を支給する。ただし、全額を選択一時金として支給を受けた者については、当該支給を受けた者の請求に基づくものとする。

- 第6条 この規約の施行前に連合会がすでに厚生年金基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関、企業年金基金、企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会(以下「移換先」という。)に移換を行った年金給付等積立金(通算企業年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)又は積立金(通算企業年金、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)の額が、この規約による変更後の規定に基づいて算定される当該移換に係る年金給付等積立金又は積立金の額を下回る場合は、当該移換先に当該下回る額を移換する。ただし、追加移換への対応が困難である場合には、当該移換に係る中途脱退者等又はその遺族の請求に基づいて、当該中
- 第6条 この規約の施行前に連合会がすでに厚生年金基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関等、企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会(以下「移換先」という。)に移換を行った年金給付等積立金(通算企業年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)又は積立金(通算企業年金、経過的基本加算年金及び経過的代行加算年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)の額が、施行後の規約に基づいて算定される当該移換に係る年金給付等積立金又は積立金の額を下回る場合は、当該移換先に当該下回る額を移換する。ただし、追加移換への対応が困難である場合には、当該移換に係る中途脱退者等(連合会規約第48条に規定する中途脱退者等をいう。以下この条

新	В
***	::
途脱退者等又はその遺族に当該下回る額を一時金として支給する。	<u>において同じ。)</u> 又はその遺族の請求に基づいて、当該中途脱退者等又
	はその遺族に当該下回る額を一時金として支給する。
<u>附 則</u>	
この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の規	
定は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。また、	
第4条の規定は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用す	
<u> </u>	